政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１７年富山市条例第６号）第１１条第４項の規定に基づき、政務活動費の収支報告書等の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

（閲覧文書）

第２条　閲覧は、収支報告書等の原本の写し（以下「閲覧文書」という。）をもって行う。

（閲覧開始）

第３条　収支報告書の写しの閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して３０日を経過する日の翌日（その日が富山市の休日を定める条例（平成１７年富山市条例第２号）第１条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以降の最初の市の休日でない日）からすることができる。

２　領収書等の証拠書類の写しの閲覧は、収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して９０日を経過する日の翌日（その日が市の休日に当たるときは、その日の翌日以降の最初の市の休日でない日。この項において「閲覧開始日」という。）からすることができる。ただし、議長は、必要と認めるときは、閲覧開始日を変更することができる。

（閲覧場所）

第４条　閲覧文書の閲覧場所は、原則として、閲覧室とする。

（閲覧日）

第５条　閲覧文書の閲覧ができる日は、市の休日以外の日とする。

（閲覧時間等）

第６条　閲覧文書の閲覧ができる時間は、富山市職員の勤務時間に関する

規程（平成１７年富山市訓令第１０号）第２条に規定する勤務時間中とし、正午から午後１時までを除くものとする。

２　前項に定めるもののほか、議長が特に必要と認めるときは、閲覧に係る業務の全部又は一部を休止することができる。

（閲覧申込）

第７条　閲覧文書の閲覧をしようとする者は、閲覧申込書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第８条　閲覧文書の閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

(1)　閲覧文書は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆を行わないこと。

(2)　閲覧時間を遵守すること。

(3)　閲覧場所では、音読、談話、飲食、携帯電話の使用等他者の迷惑となるような行為をしないこと。

(4)　閲覧場所から閲覧文書を持ち出さないこと。

（中止又は禁止）

第９条　議長は、閲覧者が前条各号の規定に違反する場合には、閲覧を中止し、又は禁止することができる。

（複写に係る費用）

第１０条　閲覧文書の写しの作成に要する費用の額は、富山市情報公開条例施行規則（平成１７年富山市規則第６号）の例による。

（委任）

第１１条　この要領の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

この要領は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年６月１日から施行する。

別記様式（第７条関係）

収　支　報　告　書　等　閲　覧　申　込　書

年　　月　　日

（宛先）富山市議会議長

住　所 （主たる事務所の所在地）	
氏　名 （団体の名称及び代表者の氏名）	

次のとおり収支報告書等の閲覧を申し込みます。

年　度	会　派　名	閲　覧　文　書